

小平町道路灯LED照明導入促進事業

公募型プロポーザル募集要項

1 事業の趣旨

小平町では、エネルギーの自給自足、エネルギー消費量の削減に努めており、本町が保有する道路灯についても、従来の蛍光型タイプのものから消費電力の少ないLED照明への交換を実施する。

本事業では、10年間の維持管理を含めたリース契約方式を採用することにより、

- ①安心で安全なまちづくりの推進
- ②環境に配慮した低炭素社会への寄与
- ③消費電力削減による本町の財政負担の軽減

を図ることを目的とする。

初期導入費用を抑制し、効率的なLED照明の導入を図るとともに、民間のノウハウを活用しながら、省エネルギー化と維持管理費の低減を目指し、本町にとって最も効率的な事業推進を図るため、町内道路灯の実態調査、調査結果の集計、位置情報及び管理台帳の作成整備、維持管理手法の検討、LED照明導入計画の策定、LED照明灯への交換工事、保守・維持管理に関する一括提案を公募し、最も優れている提案を行った応募者を優先交渉権者として本事業に係る契約締結の交渉を行うこととする。

なお、本事業は一般社団法人 環境技術普及促進協会が行う「平成29年度 LED 照明導入促進事業」の採択を受け実施するものであり、平成29年度に導入調査業務（現況調査及びLED照明導入計画策定等）、平成30年度に導入業務（LED照明への交換工事、照明器具のリース等）を行おうとするものである。

2 事業の概要

- (1) 事業名称 小平町道路灯LED照明導入促進事業
- (2) 事業者 小平町道路灯LED照明導入促進事業者
- (3) 事業内容

本事業の内容は、以下に定めるもののほか、詳細は別紙「小平町道路灯LED照明導入促進事業仕様書」のとおりとする。

- ① 事業者は、本町と締結する本事業契約に基づき、LED照明灯等の設備（以下「本設備」という。）を導入し、契約期間内において維持管理を含める包括的役務を提供する。
 - ② 事業者は、本事業契約期間内に、導入した設備の維持管理を自らの責任で行う。
 - ③ 契約期間終了後、事業者の設置した本設備の所有権は、本町に無償で譲渡する。
- (4) 業務期間等

本事業は、次の二つの業務を連携して実施する事業であり、契約はそれぞれの業務ごとに締結する。また、各業務の履行期間は以下のとおりとする。

ア 小平町道路灯LED照明導入調査業務（以下「調査業務」という。）

契約締結の日の翌日から平成29年11月下旬まで

イ 小平町道路灯LED照明導入業務（以下「導入業務」という。）

調査業務完了後、契約締結の日の翌日から平成31年1月上旬まで

※ LED道路灯のリース期間は、平成31年2月1日から平成41年1月31日までの10年間とする。

(5) 提案限度額

ア 調査業務

3,888,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

イ 導入業務

45,144,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 但し、イについては、取付工事にかかる環境省から事業者へ支払われる補助金（補助率1／3：上限は2,000万円）を控除し、10年間の保守及び維持管理費とリース料との総額とする。

(6) 留意事項

ア 道路灯LED照明導入促進事業の「提案限度額」については、契約金額の限度を示すものであり、本町がこの金額で契約することを約束するものではない。

イ (5)イに係わらず導入業務の契約額については、調査結果や市場価格等の変動を踏まえ、協議のうえ決定するものとする。

ウ 道路灯LED照明導入促進事業の契約については、一般社団法人 環境技術普及促進協会が行う「LED照明導入促進事業」の採択結果によっては中止する場合がある。

3 応募条件

(1) 応募者

次の業者で構成するグループで応募し、機器をリース及び管理する業者が代表者を担当し、連絡窓口のほか業務遂行の責を負う。

ア 調査や導入・維持管理計画を策定する業者

イ 機器をリース及び管理する業者

ウ 機器を製造・販売する業者

エ 工事を施工管理する業者

※ 1者が複数の業者を兼ねることが出来る。

※ 参加表明時に、業者間の事業役割に関する別途合意書を作成し、写しを提出すること。

合意書には全ての構成員が、本町に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。（構成員とは、上記ア～エの業者をいう。）

(2) 応募者の資格

上記業者の資格要件は次のとおりとする。

ア 共通要件

- ① 環境省事業「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（LED 照明導入促進事業）交付要綱」、「LED 照明導入促進事業実施要領」及び一般社団法人 環境技術普及促進協会による「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（LED 照明導入促進事業）交付規程」、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（LED 照明導入促進事業）公募要領」に基づき、当該事業を確実に実施することができること。
- ② 参加表明書および資格確認書類により、本提案募集要項の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- ③ 事業運営・維持管理を円滑に行うため、迅速に対応ができること。

イ 機器をリース及び管理する業者の要件

他の自治体において、道路灯等のLED照明リース事業の実績があること。

ウ 機器を製造・販売する業者の要件

- ① 公共事業として発注されたLED防犯灯もしくはLED街路灯のうち過去5年間に納入実績のあること。
- ② リース期間中（10年間）維持管理を行うことができ、部品提供や代替照明器具の供給ができること。
- ③ 品質マネジメントシステムISO9001、環境マネジメントシステムISO14001を取得していること。
- ④ 国内メーカー機器又は国内生産機器を設置することができること。

エ 工事を施工管理する業者の要件

- ① 指定の期間内に導入業務が確実に実施できると認められる者であること。
- ② 請負業者又は協力事業者の選定にあたっては、小平町内で道路灯等設置実績のある地元業者を優先して選定する者であること。

(3) 応募資格の制限

次に掲げるものは、応募者又は応募者の構成員となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

イ グループの代表者が、本町の入札参加資格がない者。

ウ 小平町競争入札参加資格者指名停止規則の規定に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者。（北海道開発局及び北海道の扱いも同様とする。）

エ 本募集要項の配布日から提案書提出日までの期間に建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止の処分を受けている者。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者。

カ 小平町暴力団排除条例（平成24年条例第21号）の規定に該当する者。

キ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続き開始の申

し立てをしている者。

ク 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申し立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件（以下「更生事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項及び第 2 項の規定による更生手続開始の申し立てを含む。以下「更生手続開始の申し立て」という。）をしている者又は申し立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係わる旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者がその者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係わる旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申し立てをしなかった者又は更生手続の開始をなされなかった者とみなす。

ケ 租税を滞納している者。

コ 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者。

4 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成および提出にかかる費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取り扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。また、本町は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

(4) 本町からの提出書類の取扱い

本町が提供する資料は、応募者に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

(6) 複数の応募者の構成員となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。ただし、町内電気工事業者に限り、複数の応募者の構成員になることを妨げない。

(7) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本

町と協議を行い、本町がこれを認めたときはこの限りでない。

(8) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

(9) 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は企画提案書等を無効にする。

5 プロポーザル実施スケジュール

実施内容	実施期間または期日
公告（ホームページで公開）	平成29年7月3日（月）
募集要領公開期間	平成29年7月3日（月）～平成29年7月13日（木）
参加表明受付期間	平成29年7月3日（月）～平成29年7月13日（木）
質問受付期間	平成29年7月3日（月）～平成29年7月13日（木）
質問の回答	平成29年7月18日（火）
企画提案書等の提出期限	平成29年7月28日（金）17時必着
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	平成29年8月9日（水）
選定結果の通知	平成29年8月中旬
選定業者の公表	平成29年8月中旬

※日程等が変更となった場合は、別途対象者に通知します。

6 参加手続

(1) プロポーザルに係る書類等の取得方法及び公開期間

ア 取得方法

プロポーザルに係る書類等は、小平町公式ホームページから入手するものとする。

イ 公開期間

平成29年7月3日（月）から平成29年7月13日（木）まで

※実施要項等関係資料は、小平町公式ホームページに掲載する。

(2) プロポーザルへ参加意向のある応募者は、以下の書類を提出すること。

（正本1部、副本（写し）8部）

なお、ア、イは代表者が作成し、ウ～クはグループを構成する業者ごとに作成し、代表者がとりまとめて提出する。

ア 参加表明書【様式第1号】

イ グループ構成表【様式第2号】及び合意書の写し（様式任意）

ウ 会社概要票【様式第3号】

エ 類似事業の契約実績報告書【様式第4号】

- オ 商業登記簿謄本の写し（発行後3カ月以内）
- カ 印鑑証明書の写し（発行後3カ月以内）
- キ 納税証明書の写し（過去3年間、発行後3カ月以内で未納のない証明でも可）
国税（法人税及び消費税）・道税（法人道民税及び法人事業税）・市税（法人市民税）等
- ク 財務諸表（直近の貸借対照表及び損益計算書等。）
- ケ IS09001及びIS014001認証の写し（機器を製造・販売する業者のみ）

(3) 提出方法

事務局へ持参又は郵送（郵送の場合は配達確認ができる方法で、提出期限までに必着のこと。）

(4) 提出期間

平成29年7月3日（月）から平成29年7月13日（木）必着のこと。ただし、持参の場合は、平日の午前8時30分～午後5時までの間とする。

(5) 参加を辞退する場合

参加表明書を提出した応募者が参加を辞退する場合、辞退届（様式第11号）を平成29年7月26日（水）午後5時までに事務局宛に提出すること。

(6) 事務局

〒078-3392 北海道留萌郡小平町字小平町216番地
小平町役場 生活環境課 環境衛生係
電話：0164-56-2111（内線244、246）
FAX：0164-56-2110
E-mail：hirosawa.seiichi@town.obira.lg.jp
小平町公式HP：http://www.town.obira.hokkaido.jp

7 質問の受付、回答

(1) 質問方法

質問は、「質問書」【様式第5号】を使用し、電子メールにより提出すること。送信する際は、タイトルを「小平町道路灯LED照明導入促進事業に関する質問」と明記し、メール送信後、必ずメールの到着を確認すること。

(2) 受付期間

平成29年7月3日（月）から平成29年7月13日（木）

(3) 回答方法

質問に対する回答は、提出された質問を取りまとめて、平成29年7月18日（火）に小平町公式ホームページで公表することとし、個別対応は行わない。その際、質問者名は公表しない。

また、質問事項が重複していると判断したものは、整理して回答することとし、本件の趣旨からかけ離れていると思われるものへの回答は行わない。

なお、回答は本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

8 企画提案書の提出

企画提案書は、本町のLED照明導入促進事業にあたり、事業効果の高い優れた提案と、業務への取り組み方針を求めるものであり、本町が別に策定する「小平町道路灯LED照明導入促進事業仕様書」に定めるところにより提出するものとする。

(1) 企画提案に必要な書類

ア 企画提案書【様式第6号】（提案書類の先頭に添付）

イ 業務実施体制【様式第7号】

ウ 企画提案

企画提案① 実施方針等【様式第8号】

企画提案② 評価基準別提案【様式第9号】

I 評価基準 2 業務の取り組み内容について

- a. 事業実施スケジュールの妥当性
- b. 履行期限厳守の可能性
- c. 調査業務
- d. 導入業務
- e. 事業全般における独自性や優位性

II 評価基準 3 町内業者活用について

- a. 調査業務における町内業者活用
- b. 設置工事における町内業者活用
- c. リース期間中のメンテナンス業務における町内業者活用

III 評価基準 4 使用機器と管理について

- a. LED灯の性能・品質
- b. 電気使用量及びCO2削減効果
- c. 維持管理方法（維持・保守管理体制の構築、故障時等の問合せ先等）
- d. 道路灯管理台帳

エ 見積書【様式第10-1号、様式第10-2号】

※ 導入業務については取付工事にかかる環境省からの補助金を差引いた額とする。

オ 見積内訳書【様式第10-1号、様式第10-2号 見積書の内訳】

※ 様式は自由様式でよいが、調査業務、導入業務のそれぞれ提出すること。

※ 内訳書に記載する項目は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（LED 照明導入促進事業）公募要領に記載された補助対象経費となる区分、費目、細目及び細分、並びにその他応募者が必要とする項目とし、各項目について数量、単位、単価及び金額を明記すること。

※ 灯具切り替え費用については、灯具費用、施工費、申請費、処分費等に分けて提示すること。

※ 取付工事費用（取付工事を行う電気工事業者へ支払う費用）については、必ず1

灯あたりの金額を明記すること。

(2) 提出部数

ア 企画提案書【様式第6号】

代表者押印のものを1部+写し8部

イ 業務実施体制【様式第7号】 9部

ウ 企画提案①【様式第8号】及び企画提案②【様式第9号】各9部

エ 見積書【様式第10-1号、様式第10-2号】代表者押印のものを1部+写し8部

※ 調査業務、導入業務（10年間）各々に提出すること。

オ 見積内訳書【様式第10-1号、様式第10-2号 見積書の内訳】各9部

カ 導入器具のカタログ 9部

(3) 提出方法 事務局へ持参又は郵送

(郵送の場合は配達確認ができるもので、提出期限までに必着のこと。)

(4) 提出期限 平成29年7月28日(金)午後5時必着のこと。ただし、持参の場合の提出時間帯は、提出期限までの土日祝日を除く午前8時30分～午後5時までとする。

9 審査

(1) 選定委員会

事業者の選定は、小平町道路灯LED照明導入促進事業選定委員会(以下「選定委員会」という。)において行う。

(2) 審査の区分

プレゼンテーション及びヒアリング「質疑応答」を実施し選定委員会の結果により、最優秀提案事業者を選定する。

(3) 審査の方法

ア 提出された企画提案書等並びにプレゼンテーションの内容に基づいて審査する。

イ 審査の基準とする項目及び配点は下表のとおり。

(表) 評価基準一覧表

	審査項目	主な審査内容	配点
1	実施主体	・類似業務における実績 ・事業を円滑に遂行できる経営基盤	10
2	業務の取り組み内容	・事業実施スケジュールの妥当性 ・履行期限厳守の可能性 ・調査業務 ・導入業務 ・事業全般における独自性や優位性	25
3	町内業者活用	・調査業務における町内業者活用 ・設置工事における町内業者活用 ・リース期間中のメンテナンス業務における町内業者活用	15
4	使用機器と管理	・LED灯の性能・品質 ・電気使用量及びCO2削減効果 ・維持管理方法 ・道路灯管理台帳	30
5	費用対効果	・調査業務及び導入業務を含めた見積金額	20
	合計点数		100

ウ プレゼンテーションの実施

- ① 日 時：平成29年8月9日（水）午後1時30分～
- ② 会 場：小平町役場 健康福祉センター集団研修室2F
（住所：北海道留萌郡小平町字小平町216番地）
- ③ 発表時間：30分程度（20分のプレゼンテーションの後、10分程度のヒアリング「質疑応答」を実施する。）
- ④ そ の 他：プレゼンテーションの出席者は、参加者1者につき3名以内とする。
プレゼンテーションの組み立ては、可能な限り評価基準表の順番で説明をすること。
プレゼンテーションは非公開とする。
プレゼンテーションの際、スクリーンおよび電源については、本町で用意するが、その他機器については、提案者が用意すること。
プレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出順とし、集合時間と待合室については、別途通知する。

エ 審査による総合的に最も優れた内容の提案を行った者を最優秀提案事業者とし、優先交渉権者とする。また、次点を優秀提案事業者とし、次点交渉権者とする。

(4) 選定者等の通知

企画提案の審査実施後、応募者全員に文書で通知する。
また、電話等による問い合わせには応じない。
なお、審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

10 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 会社更生法等の適用を申請するなど、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (4) 本件及びLED照明灯導入事業者選定の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (5) 参考見積書【様式第10-1号、様式第10-2号】の金額が各々の提案限度額を超えている場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為などにより、選定委員会が失格と判断した場合

1 1 契約

(1) 契約の方法

契約手続は、小平町財務規則（平成22年12月14日規則第19号）の定めるところによる。

プロポーザルにおいて最優秀提案事業者として選考されたグループから見積を徴取し、調査業務は、調査・計画を策定する事業者と、導入業務については機器をリースする事業者と各業務の契約を行うものとする。

(2) 契約金額

選定された事業者と交渉に基づき再度見積書の提出を求め、企画提案時に提出した見積書【様式第10-1号、様式第10-2号】の金額を上限として決定する。

※ 但し、導入業務については、調査業務において灯数・ワット数等に変更が生じた場合には、見積内訳書に基づき、1灯当たりの単価に調査業務において確定した灯数を乗じた額を契約額の上限とする。

(3) 委託料及びリース料の支払条件

小平町財務規則（平成22年12月14日規則第19号）に基づくものとする。